

上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

## 上尾市教育委員会規則第 2 号

### 上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会聴聞手続規則（平成 10 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「に規定する掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知する」を「の規定によりその例によることとされる上尾市公式条例（昭和 30 年上尾市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示する」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示するものとする。第 9 条に次の 1 項を加える。

2 行政庁は、前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市教育委員会聴聞手続規則第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後にする掲示について適用し、同日前にした掲示については、なお従前の例による。